

学校いじめ防止基本方針

令和6年6月

目黒区立第十一中学校

生徒の尊厳及び基本的人権を侵害するいじめは、絶対に許されない行為である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このため、「いじめ防止対策基本法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」、「目黒区いじめ防止対策推進条例」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 「いじめ」の定義

児童・生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめ」についての共通認識

- (1) 「いじめ」は生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景となる深刻な問題である。
- (2) 「いじめ」はどの生徒にも起こりうるものである。誰もが加害者にも被害者にもなり得るものである。
- (3) 「いじめ」は本校においても起こりうるものである。
- (4) いじめられる側にも問題があるといった「いじめ」を容認するような考え方はしない。
- (5) あらゆる教育活動の中で、「いじめ」の発生を未然に防ぐ取り組みを行い続ける。

3 「学校いじめ対策委員会」の設置

(1) 委員会設置の目的

いじめの防止等の対策に組織的に対応するための調査・検討を行う。

(2) 委員会のメンバー

①校長②副校長③生活指導主任④各学年主任⑤養護教諭⑥スクールカウンセラー

(3) 委員会の開催

週1回の定例会(生活情報交換会)を開き、状況に応じて臨時会も開く。

4 「学校サポートチーム」の設置

(1) サポートチームの目的

学校だけでは対応しきれない場合に、「学校いじめ対策委員会」を迅速かつ適切に支援・連携できる組織として設置する。

(2) サポートチームのメンバー

①警察職員②児童相談所児童福祉司③子ども家庭支援センター職員
④民生委員⑤児童委員⑥主任児童委員⑦学校医⑧スクールカウンセラー

5 「いじめ」未然防止の考え方

未然防止の基本は、すべての生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りを進めていくことから始まる。

(1) 教師自身に関わること

- ① 授業の中で生徒のストレスや不安や不満を高めないために、わかる授業作りを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫すること。
- ② チャイム着席や授業中の正しい姿勢の徹底など、授業規律をきちんと確立すること。
- ③ 不適切な言動や認識、差別的な態度をとるなど、生徒を傷つけたり、「いじめ」を助長するような振る舞いを慎むこと。
- ④ 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム」を活用すること。

(2) 生徒を育むことに関わること

- ① 年間を通じて、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、生徒が自ら気づき、学べる場を提供することで、互いに関わり合う中から自己有用感を獲得できるよう指導すること。
- ② 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」等の取り組みにより、生徒が「いじめ」問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできること、すべきことを主体的に考えて行動できるような働きかけをすること。

6 「いじめ」の早期発見

(1) 早期発見の基本

- ① 生徒のささいな変化に気付くこと。
- ② 気付いた情報を確実に共有すること。
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること。

(2) 早期発見の手段

- ① 学校生活のあらゆる場面で、生徒の中に入り、積極的にコミュニケーションをとることで、生徒が相談しやすい雰囲気を作り上げる。
- ② 朝読書及び給食指導を、これまでどおり全教員で行ったり、休み時間の巡回を継続して行ったりして、生徒のささいな変化や小さなトラブルの芽を見落とさないようにする。
- ③ 年3回の教育相談や年2回のふれあい月間アンケート、年1回の無記名アンケート、毎日の生活記録を利用して、生徒の本音をすくい上げる。
- ④ 保健室や相談室には、生徒の悩みや相談が多く寄せられるので、確実かつすばやく情報を共有する。
- ⑤ 保護者会や学年便り、その他の機会を有効に活用して、保護者からも情報が寄せられるような信頼関係を築く。

(3) 情報共有の流れ

- ① 情報が入った時点で、ただちに情報入手者が学級担任、学年主任に連絡。

(加害生徒、被害生徒が複数学年にまたがる場合は、双方に連絡)

- ② 学年内での情報共有。
- ③ 学年主任より管理職、生活指導主任に報告。
- ④ 朝打ち合わせ(緊急時)、企画会議、生活指導情報交換会、職員会議での情報共有。

7 「いじめ」認知後の対応

(1) 対応の流れ(原則)

① 「いじめ」の認知

現場を目撃、本人もしくは保護者からの訴え、アンケート結果、面談結果

② 情報の共有

ア 状況を迅速かつ正確に把握し、記録する。

(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした、をつかむ)

イ 情報の報告、共有

(上記3-(3)の手順にしたがって行う)

③ 対応

ア 関係教職員の招集、迅速に指導計画を立てて指導を進める。

イ 原則として、複数教員で、組織的に指導することとする。

ウ 指導の進行ごとに情報を共有し、適宜修正しながら、適切に指導する。

エ 「いじめ」の内容によっては、教育委員会や警察等の諸機関と連携・協力を行い、解決を図る。

オ 指導後に必ず情報共有をし、複数の目で経過を観察する。

(2) 被害生徒への対応

- ① 「いじめ」行為をなくし、「絶対に守る」という学校的意思を伝えるとともに、安全確保に努め、不安を取り除く。
- ② 保護者と連携を図り、対応策について十分説明し、学校の対応に理解してもらう。
- ③ スクールカウンセラーを活用し、被害生徒の心のケアに努める。必要がある場合は、サポートセンター等の外部機関との連携も視野に入れる。
- ④ それまで以上に、注意を払いながら観察を続け、安心して学校生活が送れるような環境の整備に努める。

(3) 加害生徒への対応

- ① ていねいに個別指導を行うことで、「いじめ」の非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ② 保護者と連携を図り、再発防止を目指した話し合いを行う。
- ③ 本人及び保護者の了承を得て、被害生徒への謝罪を行わせる。
- ④ 積極的にコミュニケーションを取りながら、指導後の経過を観察し、保護者に連絡を取る。
- ⑤ 必要に応じて、被害生徒同様、心のケアに努める。

(4) 他の生徒への対応

- ① 「いじめ」問題再発防止のために、学級、学年全体への指導を行う。
- ② 「いじめ0宣言」を再確認させ、「いじめ」を全員で解決しようとする心を育てる。

8 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- (1) 特別支援教室等と連携すること。
- (2) 当該生徒に係る情報を全教職員で共有すること。

9 インターネットを通じて行われているいじめへの対応

- (1) 情報モラル教育を実施すること。
- (2) 生徒や保護者、地域への啓発に努めること。
- (3) 保護者会や家庭教育講座を活用し、家庭へ啓発を図ること。
- (4) 迅速な対応及び関係機関との連携を図ること。

10 「いじめ」防止活動年間計画

月活動内容

- 4月 スクールカウンセラーと生徒の交流給食、生徒理解の校内研修会
- 5月 スクールカウンセラーと一年生の二者面談の実施
- 6月 ふれあい月間アンケートの実施、地域教育懇談会の開催
- 7月 学級担任、生徒、保護者による三者面談、人権作文の執筆(夏期休暇課題)
「STOPいじめ わたしの行動宣言」の作成・実施
- 9月 無記名アンケートの実施
- 10月 いじめ防止啓発の授業を全学年で実施
- 11月 ふれあい月間アンケートの実施
二年生が全員参加する「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の開催
- 12月 人権週間に関わる取り組み
学級担任、生徒、保護者による三者面談
- 1月 立志式の開催
- 2月 ふれあい月間アンケートの実施
- 3月 地域教育懇談会の開催

11 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認められた場合

(2) 対応及び報告

- ① 事実関係を明らかにするために、「学校いじめ対策委員会」を開催して調査にあたり、当該生徒からの聞き取りや一般生徒へのアンケート調査等を行い、事故報告書を作成

して区教委へ報告する。

- ② 事故報告書をもとに保護者に説明し、家庭と学校の両方で解決を目指す。_